

報道関係 各位

平成29年10月5日(木)

【照会先】

秋田労働局職業安定部職業対策課

課長 畠山 徹

地方障害者雇用担当官 佐藤 学

電話番号 018-883-0010

## 「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を開催します！

秋田労働局（局長 松本 安彦）では、企業で働く一般の従業員の方を対象に、精神障害及び発達障害に関して正しく理解していただき、職場における応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となっていただくための養成講座を開催します。

精神障害者及び発達障害者については、他の障害と比較して職場に定着できる割合が低く、離職する理由の第1位は「職場の雰囲気・人間関係」となっております。

ハローワークでは、これまで障害者を雇い入れる事業主や企業の労務管理者に対し、障害者が職場に定着できるようにするための支援を個別に行っておりますが、精神障害者や発達障害者の職場定着の課題を解消するには、そこで働く一般の労働者にまで、これら障害者への配慮事項等を確実に浸透させていくことが重要です。

そこで、今般、これら障害者と共に働く一般労働者が、その障害特性、必要な配慮、共に働く上でのポイント（出退勤時、勤務中、休暇・休憩時等におけるコミュニケーション方法）についての基礎知識を短時間で習得するため、標記講座を開催することといたしました。

### 平成29年度開催予定

#### 1 集合講座

月 日	開始時間	会 場	募集企業数
10月12日(木)	13:15	プラザ杉の子（大館市有浦）	20社
10月13日(金)	13:30	横手セントラルホテル（横手市平和町）	40社
11月29日(水)	13:30	秋田市文化会館（秋田市山王7丁目）	300社
12月12日(火)	13:30	秋田テルサ（秋田市御所野）	70社

※講座時間は60分程度（10月12日及び13日は講座時間が短縮されます）

#### 2 出前講座

隨時、企業の要請に応じて、講師が出向いて実施します。

※ 集合、出前講座ともに、企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。また、受講者には、職場内において精神・発達障害者の応援者（しごとサポーター）であることを示した「意思表示グッズ」（別紙）を進呈いたします。

(別紙) 意思表示グッズ



(参考)

## 平成 28 年度・秋田県内のハローワークを通じた障害者職業紹介状況 (新規求職申込件数・就職件数)

障害者の就職件数は、平成 27 年度の 717 件から伸び、733 件（対前年度比 16 件、2.2% 増）となり、6 年連続で過去最高を更新しました。

### ポ イ ン ト

- 新規求職申込件数は 1,243 件、対前年比 28 件（2.3%）の増加
- 就職件数は 733 件、対前年比 16 件（2.2%）の増加
- 精神障害者が新規求職申込件数、就職件数ともに障害種別の構成において、初めて身体障害者を上回り、最も多い割合を占めた。

障害種別	新規求職 申込件数	対前年度（前年度比）	就職件数	対前年度（前年度比）
身体	449 件	▲39 件（▲ 8.0%）	222 件	▲67 件（▲23.2%）
知的	235 件	▲23 件（▲ 8.9%）	156 件	▲27 件（▲14.8%）
精神	456 件	+70 件 (+18.1%)	294 件	+76 件 (+34.9%)
その他	103 件	+20 件 (+24.1%)	61 件	+34 件 (+125.9%)
合 計	1,243 件	+28 件 (+ 2.3%)	733 件	+16 件 (+ 2.2%)

※その他には、「発達障害」、「難治性疾患患者（難病）」、「高次脳機能障害」等が含まれる。

※ 平成 30 年 4 月 1 日から、精神障害者の雇用義務化が図られ、障害者の法定雇用率の算定基礎に加えられ、現状の法定雇用率 2.0% が 2.2% に引き上げられます。

## 障害者の平均勤続年数の推移(障害種別)

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
平成10年	12年0ヶ月	6年10ヶ月	—
平成15年	10年0ヶ月	9年3ヶ月	3年9ヶ月
平成20年	9年2ヶ月	9年2ヶ月	6年4ヶ月
平成25年	10年0ヶ月	7年9ヶ月	4年3ヶ月

※精神障害者には発達障害者も含む。

※ 勤続年数：事業所に採用されてから調査時点(各年11月1日)までの勤続年数をいう。  
ただし、採用後に身体障害者となった者については身体障害者手帳の交付年月を、採用後に精神障害者となつた者については事業所において精神障害者であることを確認した年月を、それぞれ起点としている。

出典：障害者雇用実態調査結果報告書(平成10、15、20、25年度)(厚生労働省障害者雇用対策課)